

出産前後の母子支援

高野 陽・加藤忠明（日本子ども家庭総合研究所）

加藤則子（国立公衆衛生院）

宮中文子（京都府立医科大学医療技術短期大学部）

研究目的

今日の母子保健における重要な課題の一つは育児の環境整備にあらう。特に、多くの事実が指摘しているように育児不安の非常に強い母親が多いことで、その人達の実践する育児を適切なものにする 것도育児環境の改善の大きな役割となっている。育児不安の種類も程度も多岐に亘るが、時には、種々の形の虐待に至ることも少なくない。このような不幸な事態を早期に予防することは、今日の育児支援を基盤とする母子保健活動の重要な役割となっている。そのためにも妊婦への早期からの対応が適切に行なわれることが、その一つの対策であることも事実である。

此の度、心の健康づくり事業の実施において、出産前後の母子支援事業が導入されることになったが、その実施に当たり、その問題点を明らかにし、その実施体制の整備に関する対策等を検討し、実践の現場に役立てることを目的とした。

研究方法

上記の目的に基づいて、以下の事項を検討することとし、母性保健、小児保健等の立場の人材による討議に基づいて実施にむけての方法の策定を行なうこととした。

その検討事項として、

- (1) 出産前後母子保健支援事業の必要性の検討
- (2) 事業の問題点（他事業との関連性も含む問題点）の検討
- (3) 事業推進に関する検討

である。

研究結果及び考察

1. 出産前後母子支援事業の必要性の検討

(1) 事業の必要性

今日の妊産婦は、その生育史や生活環境等からみて、妊娠中、出産時、出産後の育児中

に各種の多様な不安を持つものが少なくない。さらに、市町村が実施することになっている産婦人科と小児科との連携による母子保健サービスとして位置付けられている出産前小児保健指導相談事業（プレネイタルヴィジット）が適切に機能していないという現状がある。このような背景のもと、特に、母子の心の健康づくりの視点からは、出産前後における支援体制を確立するという本事業の必要性は十分に認識できることが、研究協力者の一致した意見である。

（２）事業の問題点

実施する場所として助産所が当てられている。助産所において実施することは、地域によっては必ずしも可能ではない。助産所が設置されていない地域があり、さらに母子健康センターも廃止されて減少し、他の施設に移行されてきていること等によって、実施場所が配慮されることが必要であろう。このことは助産所開業の助産婦数の減少につながることであり、助産婦を実施の人材とする場合には、事業の実施に困難性が認められると予測される。それ故、他の職種にも本事業が実施できるよう等の実施上の配慮が必要となり、助産婦ともに適切な人材の確保が急務となろう。

（３）他事業との関連

妊産婦の健康づくりや乳幼児の健康に関する保健サービスとして、今日実施されている他の事業との関連性を明確にしておくことが必要であろう。例えば、母子健康手帳交付時の保健指導、妊産婦訪問指導、新生児訪問指導、未熟児訪問指導等の事業との関連性の検討が必要であろうという見解も研究協力者の間で指摘された。これらの事業においても妊娠・出産についての不安や育児不安の強い対象は十分に対応すべきであり、本事業との区分を明確にできるものかが不明瞭であると指摘された。しかし、色々の事業を組み合わせることで実施することによって、対象や家族の問題の解決の場面が拡大されてくることも考えられ、その多面的な効果を期待するという意見があり、母子の利便性を考慮して事業の実施を望みたい。

２．事業の問題点についての検討

（１）事業の担当者について

本事業の趣旨からみて、担当者として、助産婦が適任者の一つの職種であることは否定しない。しかし、現状からみて、開業助産婦の数は決して多くないことは先にも記述したとおりである。また、助産婦が、妊産婦や乳幼児・学童や思春期の心の問題にはかならずしも精通していないと思われるという意見が示された。

(2) 人材の問題点と対応策

市町村によっては、地域内における「開業助産婦」の確保の困難なことが少なくない。このことは先にも述べた。その人材不足を解消するためには、市町村立の医療施設の「勤務助産婦」のほかに、「在宅（潜在）助産婦」の動員活用の可否を検討することも必要であろう。さらに、その際、近年の比較的若年の助産婦においては、地域母子保健活動の重要性を認識したうえで、自らの専門性の向上を図るために、開業指向にあるものも少なくない。今後はそのような新しい意欲と能力をもった助産婦の活躍に期待したい。いずれの人材を活用するにしても、事業実施にむけての質的向上は必要である。特に、事業の実施の目的、新しい母親像や家族像、それぞれの人達の持つ価値観、育児理念、育児実態等に関する内容を含む研修の実施は不可欠であろう。

助産婦の活用には、上記のような問題点が指摘された。では、本事業に保健婦の活用することの問題点を検討することも必要であろうという示唆もあり、この点も検討した。しかし、助産婦が確保できない地域の多くは、保健婦自体の少数配置地域であることが指摘された。そのよう町村では他事業への対応で追っかけられ、本事業の直接の担当者となることが困難であろうことが十分に予測できる。そのような地域では、他事業の活動の内に心の健康に関わる問題点の適切な対応が出来るようにし、その観点での保健婦の能力を向上させておくことが望まれる。

心理領域の人材の登用も一考の余地がある。しかし、乳幼児期の健診事業等の各種の保健事業推進上においても、この人材の確保が困難な地域が多い実態にある。また、出産前後の育児不安へのこの職種の登用は常時である必要はなく、他の事業との兼務という形態による活用が一つの方法であろうという意見も出た。ただ、妊産婦の心理の専門職そのものが少ないため、乳幼児期の心理担当者を、その時に適宜活用する段取りを考えることも必要であろう。

3. 事業推進について

1) 事業推進対策の検討

出産前後母子支援事業の適切な推進に向けて、研究者自身として実施担当者、市町村担当者が確認しておくべき事項を検討した。

研究者の勤務状況等から把握できる確認事項として、次の事項が示された。

即ち、今日の助産婦（開業助産婦に限らず）の機能や能力等の視点から、少なくとも、

(1) 事業の趣旨、(2) 事業の実施方法、(3) 今日の妊産婦や家族の実態、(4) 育児実態等

に関して十分な情報の提供と、相談機能の向上を確立しておくことが必要であることが確認された。

2) 研修について

(1) 研修の必要性の背景の検討

先に、本事業を直接実践することが適切であるとされた人材には、それぞれの特性があることが指摘され、その特性に応じた研修の必要性を検討し、研修実施の方向性を確立することが望ましいという結論を求めた。

* 開業助産婦：高齢なものが多い。そのような助産婦では、新しい医学的・保健学的知識の不足、時代の条件に即応した指導能力の不足している場合が多い。

* 在宅（潜在）助産婦：開業助産婦の場合と同様な事情であることが多い。

* 勤務助産婦：比較的新しい医学的知識はもっているものの、保健学的知識や育児支援実践には対応不十分。

* 上記の何れの助産婦：「心」の問題、育児不安への対応は必ずしも十分でない。

(2) 研修対象

a. 研修対象の人材

* 助産婦

上記の背景により、助産婦の研修は勤務助産婦を含む助産婦全般とすることが望ましいという判断をくださった。若し、勤務助産婦が地域における具体的な保健事業に参加する機会がなくても、今日の妊産婦の持つ問題点、育児実態、地域母子保健事業についても、研修を通じて認識できることが期待できる。それによって、医療機関での業務の向上を期待することができるという指摘もあり、この人材も含むことの意義が大きいと思われる。

* 地域の指導的立場の人材

さらに、地域における直接の事業担当の助産婦を対象とする研修担当者を、各地域において育成することが必要であることはいうまでもない。

b. 研修の実施場所

* 助産婦

日常、直接妊産婦に接する相談担当の助産婦対象の研修は、所轄保健所単位または都道府県単位に実施したほうが効果的である。

* 指導的立場の人材

直接業務に当たる助産婦に対する研修を担当する人材を対象とする研修は、各都道府県

単位、ブロック単位、さらに 必要に応じて全国規模で実施されることが望ましい。

(3) 基本的な研修内容及びカリキュラム

a. 研修の目的

妊産婦及び親の不安や困ったことに対して時代の条件に即応できる人材を育成することであり、虐待等の育児の不適切さを予防することを目的とする。

b. 基本的研修方針

研修の基本的な方針については、次のようにまとめることができた。

- ・助産婦の専門性を十分に発揮し、その専門性に立脚して、妊娠・分娩・育児における不安や困っていることを適切に解決できる様にする。
- ・妊産婦が通常持つ不安だけでなく、個々に発生する問題に対応できること。
- ・助産婦の個人的経験や主観に頼らないこと。
- ・特定の主義主張に偏向しないこと。
- ・能力以上の事項については適材の人材への橋渡しを図る

c. 基本的研修内容

研修内容の基本的事項については以下のようにまとめることができた。

- ・基本的産婦人科学的知識
 - ・基本的小児科学的知識
 - ・基本的小児保健学的知識
 - ・基本的育児相談に関する知識
 - ・特に、重要な事項として
 - 家族に関する事項（育児観、子ども観、健康観等の意識も含む）
 - 生活実態に関する事項
 - 精神保健面
 - 産婦の出産後の生活の予定と育児方針
- 等への対応が可能となることを目指す。
- ・カウンセリング技法の修得
 - ・地域保健サービス、地域福祉サービスの把握
 - ・地域の医療機関、保健機関、福祉施設の配置状況と質的実態の把握

d. 具体的研修カリキュラム案

具体的な研修内容について、直接の相談担当の助産婦向けと指導的立場の人材向けとに

区分して検討した。

* 助産婦向け

研修内容は、勤務助産婦、在宅（潜在）助産婦及び地域内の開業助産婦の実践に即したものとすることが望ましい。そして、基本的には、助産学基礎教育課程修了後の卒後教育課程に相当するものとする。さらに、本事業の特性を配慮し、実践活動での能力の向上を図ることに主眼を置くことも必要である。在宅（潜在）及び開業助産婦では、新しい周産期医療に関する知識の不足しているものもいることも考慮しなければならない。

実践担当の助産婦向けの研修は、地域の実態に即応したものであることが必要である。その意味では、各都道府県単位、または所轄保健所単位で実施することが望ましい。場合によっては、中央やブロックで実施される研修会等に参加することによって、各地域の実態も認識できるという長所はあり、その場で見聞した実例を自らの地域の特性に応じて活用できるように能力を向上させるという期待がもてるであろう。

研修内容の基本的な項目として、(1) 周産期の助産ケア、(2) 乳幼児保健指導、(3) 地域母子保健活動、(4) 相談・支援の技法、等を挙げることができる。

それぞれの主な内容として、

- (1) 周産期の助産ケア：周産期における最新の医療と助産婦の役割について理解を深めるとともに、妊産婦に対する支援の技術力の向上を図ることを主たる目的とする。
 - ・地域内の周産期医療施設とその機能、情報収集方法
 - ・周産期の母子関係
 - ・マタニティブルーズ及び周産期の精神保健
 - ・母乳哺育とその援助及び乳房管理
- (2) 乳幼児の保健指導：出産後の育児に対する基本的認識と意欲の向上を図り、育児不安の解消に役立てることを目的とする。
 - ・新生児及び乳幼児の発育発達とその評価
 - ・新生児及び乳幼児によく見られる心身の状態とその対応
 - ・母乳及び人工栄養の指導
 - ・新生児及び乳幼児の生活
- (3) 地域母子保健サービス：各地域における母子保健の問題点の把握と地域における母子保健サービスによる支援を可能にすることを目的とする。
 - ・地域における保健福祉サービスの実際

- ・各地域内の機関施設の設置状況とそれぞれに対する連携方法

- ・自主的育児グループの実際

(4) 相談・支援技法：母親や父親を含む家族に対する適切な支援が実践できるように心構えと技法を修得することを目的とする。

- ・カウンセリング技法（面接法）の基礎

- ・育児不安の実際と相談の手法

これらの内容について、講義方式及び実習方式での研修を行なう。特に、実習方式は、

(1) 周産期医療施設実習（見学）、(2) 乳房管理、(3) 市町村母子保健サービス（乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査）、(4) 相談や指導技法、に関する項目で多く取り入れることとする。

また、定期的を実施することによって、相談担当の助産婦が最新の知識や技術を修得できるように配慮する。特に、育児不安や育児方法・育児用品等はその時期の情報や事件に大きく左右されることがあり、妊産婦に適切な対応が出来るようにする。

*** 研修担当の指導的立場の人材向け**

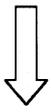
研修の目的は、研修担当者の研修技能の向上を図り、地域の母子保健活動を充実させることにある。特に、開業助産婦や在宅（潜在）助産婦に対して最新の育児に関する問題点を把握させ、その解決のための手法を修得させる。また、勤務助産婦に対しては、その弱点である地域母子保健活動、福祉活動等に関する知識を深めさせるとともに、指導方法の向上につながる課題を解決させる。

研修担当者向けの研修は、市町村所轄の保健所または各都道府県内の専門的機関の指導的役割を担う人材を講師陣に配置させる方が、地域特性が把握されており適しているものと思われる。しかし、例えば、カウンセリング技法（面接法）の研修などの専門的事項については、各都道府県に適切な講師が存在しないこともあり、この事項も含めた高度な研修の内容については、国レベル・ブロックレベル（母子愛育会総合母子保健センター及び全国保健センター連合会）での専門的研修の実施を行なう。

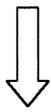
また、国等の中央研修の受講により、個々の地域では修得不可能でさらにより高度で専門的な知識と技能が修得できると予測される。それによって地域格差を作らないという利点がある。そのためにも、指導的立場にある人材や将来指導的立場に就くであろう人材に対しては、できるかぎり長期、短期を問わず国レベル（例えば、国立公衆衛生院）の教育研修を修得することが望ましい。

その主なカリキュラムは、以下の通りである。

- (1) 援助技術：対人援助の基本となる面接、相談、援助に対する理解を深め、実践指導担当の助産婦等に指導ができる技能を身に付ける。
- (2) 母子保健：母子保健の動向と助産婦の実践すべき事項の理解を通じ、適切な支援体制の確立が図れるようにする。特に、時代条件、地域特性と母子保健活動へのつながりを認識できることが必要である。
- (3) 周産期医療保健活動：時代に即応した周産期医療保健の実態と個々の地域における課題の把握ができるようにする。
- (4) 助産婦活動：母性の発達、安全な出産、マタニティブルーズ、ハイリスク妊娠・出産及び新生児の理解と対応、母乳哺育、乳房管理の基本的手法の修得。
- (5) 家族保健：家族の生活と健康問題のアセスメント、虐待等の基本的理解とその対応策、家族支援と地域ケアシステム、時代に応じた家族の問題の認識、親子関係等の理解が出来るようにする。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究目的

今日の母子保健における重要な課題の一つは育児の環境整備にあらう。特に、多くの事実が指摘しているように育児不安の非常に強い母親が多いことで、その人達の実践する育児を適切なものにする 것도育児環境の改善の大きな役割となっている。育児不安の種類も程度も多岐に亙るが、時には、種々の形の虐待に至ることも少なくない。このような不幸な事態を早期に予防することは、今日の育児支援を基盤とする母子保健活動の重要な役割となっている。そのためにも妊婦への早期からの対応が適切に行なわれることが、その一つの対策であることも事実である。

此の度、心の健康づくり事業の実施において、出産前後の母子支援事業が導入されることになったが、その実施に当たり、その問題点を明らかにし、その実施体制の整備に関する対策等を検討し、実践の現場に役立てることを目的とした。